○関東地方整備局告示第二百三十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年四月十八日

関東地方整備局長　森北　佳昭

第１　起業者の名称　茨城県

第２　事業の種類　県道美浦栄線改築工事（美浦栄線バイパス・茨城県龍ケ崎市大徳町字弐区地内から同県北相馬郡利根町惣新田字下地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　茨城県龍ケ崎市大徳町字弐区並びに宮渕町字下組、字弐区及び字千秋地内

茨城県稲敷郡河内町生板字北河原地内

茨城県北相馬郡利根町惣新田字新川、字下坪及び字下地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、茨城県龍ケ崎市白羽一丁目地内から同県北相馬郡利根町惣新田字下地内までの延長5,800ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道美浦栄線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道であることから、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道美浦栄線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により茨城県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により茨城県が道路管理者であることなどから、起業者である茨城県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、茨城県稲敷郡美浦村を起点とし、牛久市、龍ケ崎市等を経由して、千葉県印旛郡栄町を終点とする延長約29㎞の主要幹線道路である。

本路線が通過する茨城県南部は、首都圏中央連絡自動車道、一般国道408号及び主要地方道千葉竜ヶ崎線などが通過しており、数多くの生産施設の立地や、東京都心のベッドタウンとして竜ヶ崎ニュータウンなどの住宅開発、さらには大規模商業施設の立地が進み、人口の集積や産業の発展に寄与するための交通網の整備が期待される地域である。

しかし、本路線のうち、茨城県龍ケ崎市半田町地内から同県稲敷郡河内町竜ケ崎町歩地内までの延長約9.4㎞区間（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）で定める２車線道路の最小車道部幅員を満たしていない区間が全体の約３割、歩道が設置されていない区間が全体の約７割存在しているため、安全かつ円滑な交通が阻害されており、主要幹線道路としての役割を果たせない状況になっている。また、本路線に並行する県道千葉竜ヶ崎線は、龍ケ崎市周辺地域と千葉県を往来する自動車交通が集中しており、利根川を渡る栄橋の交通量は平成22年の起業者の交通量調査によると23,694台／日、混雑度は1.76と交通渋滞が顕著であり、朝夕の通勤通学時において、慢性的な交通渋滞が発生する事態となっている。

本件事業の完成により、本件区間が県道千葉竜ヶ崎線の自動車交通を分担し、交通混雑の緩和が図られることなどから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が環境影響評価法等に準じて、任意で環境影響調査を実施したところ、大気質、騒音及び振動に関して、環境基準等を満足するものとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

起業者の調査によると、本件区間内及びその周辺の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通の確保を目的として、道路構造令による第３種第２級の規格に基づく２車線の道路をバイパス方式により整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業におけるルートについては、中央ルートバイパス案（以下「申請案」という。）のほかに西側ルートバイパス案及び東側ルートバイパス一部現道拡幅案の３案について検討が行われている。申請案と他の２案を比較すると、申請案は用地取得面積は最も多くなるものの、家屋等の支障物件が最も少なく、工事の期間も最も短く施工性に優れており、経済的にも最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は、幅員が狭小で車両の安全かつ円滑な交通に支障をきたしており、並行する県道千葉竜ヶ崎線においては自動車交通が集中していることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。また、龍ケ崎市長等により本件事業の整備促進を強く要望されているところである。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　茨城県龍ケ崎市役所、茨城県稲敷郡河内町役場及び茨城県北相馬郡利根町役場

○中部地方整備局告示第百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十八日　中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十八号